

経営者のための法律相談Q&A その28 貸したお金が返してもらえないという不条理

1 金を貸してくれ

「今月ピンチなんだ、金を貸してくれないか」とドキッとすることを頼まれた経験のある方は多いと思います。しぶしぶ貸すと、案の定、いつまで経っても返してくれず、かといって、「返してくれ」と言うのも大人げないなあ、などと悶々とした日々が続きます。思い切って、「金、返してくれ」と言ってみると、「えっ、何のことだい」と、つれない返事。お金を貸したときのことを言ってみても、「覚えてない、言い掛かりは止めてくれ」と、腹の立つ返事。忘れてしまったのかもしれない、仕方がない、などと善意で解釈する人は少ない。普通は、怒り心頭、正義はこちらにあると争いますが、そこには、挙証責任の分配という壁が立ちはだかっています。

2 挙証責任の分配

挙証責任の分配について、通説は、権利の発生・変更・消滅を主張する当事者が、それぞれの法律効果を規

定する法条の要件事実について挙証責任を負うといえます。分かりやすく言い直しますと、お金を借りたと主張されている人が「借りていません」と争っている場合には、「お金を貸したと主張する人が、「お金を渡したこと」、「返済約束をしたこと」などの事実を証明しなければいけませんよ、ということですよ。誤解をおそれず、噛み砕いて言い直しますと、「お金を借りました」などと書かれた証文がないと、お金は返してもらえませんよ、ということになります。

3 借り得を許すのですか

そんなばかな話はあるものか。借りたものを返すのは当たり前、小学生でも知っている社会生活のルールなのに、法律が、本当はお金を借りているのに「借りていません」などと白々しく嘘をつく人間の味方をすると何ごとか。利息をとって儲けるためにお金を貸したのではない、お金がなくて困っていると言うから、好意で貸しただけなのに。法律は、

貸したお金を返してもらいたければ、いちいち証文を書いてもらえ、とでもいうのか。

通説は、お金を借りたと主張されている人が、「借りていない」という事実を証明しなければいけないとすると、不可能の証明責任を課すことになる、などといいますが、そもそも、借りたものは返さなければいけない、という社会生活のルールを守らせるために法律はあるべきなのであって、お金を貸すときに、証文をもらうなどして返してもらおう算段をしておかなければ、その落ち度が咎められるという、結論としてはおかしい話となっており、説得力がありません。

4 法律相談

とはいえ、現実問題として、裁判において、「お金など借りていません」と主張されると、証文などの客観的な証拠がなければ、「お金を貸しました」という事実を認定してもらうことは非常に困難です。ですから、「友達から、金を貸してくれ」と頼まれたのですが、どうしたらいいですか」などと相談を受けた場合、いくら親しい間柄でも、貸したお金

を返してもらいたくないなら、嫌われてもいいから証文を書いてもらいましょうとアドバイスさせていただきます。「私のことを信用していないのか」と言われても、気にしないことです。もし、証文を書いてもらうのが嫌なら、返してもらわないつもりで、あげちゃった気でいきましょう。その方が、精神的に楽です。大変不本意なアドバイスなのですが…。

(本稿担当) 福田浩



弁護士法人あすか 東広島事務所
〒739-0015

東広島市西条栄町10番27号

栄町ビル5階

☎4933-71100 FAX 4933-71101

弁護士 福田浩・今田健太郎東広島担当・上根裕章

谷脇裕子東広島担当・中岡正薫大橋真人